

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人がん研究会（以下、「本会」という。）の定款第20条第4項及び第39条第5項の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第4章に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 常勤の理事には、別表1の常勤理事年俸表に基づき理事報酬を支給する。

- 2 評議員が評議員会に出席した場合は、定款第20条第1項に定める年額総額を上限として、別表2による報酬を支給する。
- 3 非常勤の理事が、理事会又は評議員会に出席した場合は、年額総額400万円を上限として、別表2による報酬を支給する。
- 4 監事が、理事会又は評議員会に出席した場合は、年額総額200万円を上限として、別表2による報酬を支給する。
- 5 定款第20条第2項の規程による職務を執行した評議員には、その対価としての報酬を支給することができるものとし、この場合、定款第20条第2項に定める年額総額を上限として、評議員会が決定する。
- 6 定款第39条第3項の規程による職務を執行した理事には、その対価としての報酬を支給することができるものとし、この場合、年額総額100万円を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。

7 定款第39条第3項の規程による職務を執行した監事には、その対価としての報酬を支給することができるものとし、この場合、年額総額200万円を上限として、監事の協議により決定する。

8 本条各項に示す報酬の支給に関し、役員等より、報酬辞退の申入れがあった場合には、この限りではない。

(常勤の理事の報酬額の決定)

第4条 別表1の年俸表に従って支給する各々の常勤の理事の報酬は、年俸表の範囲内で理事長が理事会の承認を得て決定する。

2 業績の悪化等緊急に必要な場合は、理事長は理事会の決議を得て常勤の理事の報酬について削減することができる。

(常勤の理事の賞与相当額)

第5条 常勤の理事には、当該理事の年俸額に16分の2を乗じた額を、賞与相当額として、年2回支給する。

(常勤の理事の報酬の支給)

第6条 常勤の理事に対する報酬の支給については、当該理事の年俸額に16分の1を乗じた額を月額相当額として、毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる時は順次繰り上げる。

2 報酬より控除するものは、税法、社会保険によるもののほか前払金、立替金等とする。

3 就任又は退任が月途中の場合には、報酬月額相当額は日割りで計算し、賞与相当額は半期の在籍期間の日割りで計算する。

4 常勤の理事が他の企業又は法人からの出向者の場合には、出向元と締結した出向協定によるものとする。

(費用)

第7条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤の理事には、通勤に要する交通費を支給する。

(常勤の理事の退職手当)

第8条 常勤の理事が任期満了、辞任又は死亡により退任した場合は、退職手当を支給する。死亡により退任した場合には、その法定相続人に支払うものとする。なお、職員としての在籍期間があった場合には、職員としての退職金を合算して支給する。

- 2 常勤の理事の退職手当については、在職期間1年度ごとに、当該年度の当該理事の年俸額に16分の1を乗じた額に1.4を乗じた額を合算して得られた額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。
- 3 在任中、特別の功労があった理事に対しては、前項で算出される退職手当の額の30%を上限に功労加算金を支給できることとし、理事長が理事会の承認を得て決定する。
- 4 非常勤の役員等には退職手当は支給しない。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし、公表するものとする。

(主管)

第10条 この規程の主管部署は、人事部とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人への移行登記の日から施行する。
- 2 この改正は、平成23年12月14日から実施する。
- 3 この改正は、平成25年12月11日から実施する。
- 4 この改正は、平成27年6月19日から実施する。

(別表1)

区分	年俸上限額
理事長	2,300万円
上席副理事長	2,200万円
副理事長	2,100万円
上席常務理事	2,000万円
常務理事	1,900万円
理事	1,800万円

注1. 常勤理事の年俸額は、本表及び注書を基に、従事する業務及び従事する日数に応じて、理事長が理事会の承認を得て、決定するものとする。また、別に定める定年年齢を超えている場合には、年俸額を減ずることがある。

(別表2)

非常勤の役員等が理事会・評議員会に出席の場合 報酬として1回20,000円(税別)
--